平成２１年（フ）第４９号
鳥取県倉吉市八屋197番地２　河嶋アパート
債務者　森反　善人
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第５１号
鳥取県倉吉市福庭町１丁目367番地
債務者　中井　仁美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第６７号
鳥取県倉吉市広瀬町1577番地３　県営越殿団地２―22号
債務者　香川　　泉
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第９３７号
広島市佐伯区屋代３丁目24番15―４号
債務者　谷村　知華
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９５０号
広島県廿日市市梅原２丁目１番23―301号
債務者　日向　克邦
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９６３号
広島市安芸区船越３丁目14番29―202号
債務者　中野　健一
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９６７号
広島市佐伯区屋代町32番地の16
債務者　河崎　　龍
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９７５号
広島市中区光南１丁目４番４―303号
債務者　加木みね子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９８６号
広島市東区戸坂新町２丁目45番８―301号
債務者　中園　葉子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９９８号
広島市安佐北区口田１丁目18番14―903号
債務者　外薗　達也
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１００４号
広島市安佐南区相田１丁目２番２―310号
債務者　村上　　綾
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０１２号
広島市西区楠木町３丁目14番18―302号　冨田ビル２ｎｄ
債務者　景山　直美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０３１号
広島市佐伯区五日市中央２丁目３番43―201号
債務者　青木　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０８８号
広島県東広島市安芸津町風早2812番地４
債務者　土井謙二郎
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０５号
香川県丸亀市飯野町東二822番地８
債務者　新居　芳文
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２４１号
福岡県久留米市上津町29番地
債務者　宮崎　陽三
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２４６号
福岡県小郡市寺福童1015番地３
債務者　三浦　里織
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第５９８号
北九州市小倉南区徳力団地110番507号
債務者　三浦　勝美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部